

住民投票請求の手続きの流れ

請求者（住民）

町（住民投票については町長の所掌により実施）

住民投票実施請求代表者証明書交付申請書（住民投票請求書添付）の提出 [規則第 13 条第 1 項]

- ① 重要事項 [条例第 18 条] 及び適法であるかの判断 [規則第 13 条第 2 項]
- ② 請求者が住民投票の投票権があるか否かの判断 [規則第 13 条第 4 項]

- 署名簿に住民投票請求書(写)・代表証明書(写)を添付し署名を求め [規則第 14 条第 1 項]
- 署名・押印・住所・生年月日を記載 (自書) [規則第 14 条第 6 項]
- ③の告示のあった日から 31 日以内に署名を収集 [規則第 14 条第 7 項]

代表証明書の交付 [規則第 13 条第 4 項]
必要署名数の通知 [規則第 13 条第 5 項]
※必要署名者数…投票資格者総数の 10 分の 1 [条例第 20 条第 1 項]

- ③ 代表証明書交付の告示 [規則第 13 条第 4 項]

〈署名数が必要署名数以上となった場合〉

署名簿の提出・署名者の請求権を証明する請求 [規則第 15 条第 1 項]
※署名の収集期間 (31 日以内) 満了日の翌日から 5 日以内に

- ④ 署名の効力を証明し、投票資格者を明らかにするため、投票資格者名簿を調製 [条例第 20 条・規則第 3 条第 1 項]
※必要署名者数は③の告示日現在 [規則第 3 条第 2 項]
※③の告示日現在の投票資格者名簿への登録 [規則第 5 条第 1 項] (署名簿提出の日から 30 日以内 [規則第 5 条第 1 項])
※登録日の翌日から 5 日間の閲覧 (規則第 6 条第 1 項)
- ⑤ 請求権証明請求の日から 60 日以内に署名の効力を証明 [規則第 17 条第 1 項]
※住民投票実施請求署名審査録の作成 [規則第 17 条第 3 項]
- ⑥ 署名簿の有効署名の総数の告示 [規則第 17 条第 4 項]・関係人への署名簿の縦覧 (⑥の告示の日から 7 日間) [規則第 17 条第 4 項]
- ⑦ ⑥の縦覧の期間・場所の告示 [規則第 17 条第 5 項]
- ⑧ 異議の申出があった場合は、その日から 14 日以内に異議が正当か否かを決定。その内容を告示し、申出人に通知する。 [規則第 17 条第 7 項]
- ⑨ 異議の申出について決定後にその旨及び有効署名の総数を告示 [規則第 17 条第 9 項]

署名簿の返付 (署名簿の末尾に署名・押印をしたものの総数、有効・無効署名者数を記載したもの) [規則第 17 条第 9 項・10 項]

住民投票実施請求書 (署名簿添付) の提出 [規則第 11 条]
※署名簿の返付を受けた日から 5 日以内に

- ⑩ 住民投票の実施の告示 [条例第 22 条第 1 項・規則第 19 条第 1 項]
※告示内容…住民投票の実施・住民投票に付す事項・その他必要な事項

請求代表者に対する住民投票実施の通知 [規則第 19 条第 2 項]

- ⑪ 投票事務のための投票資格者名簿を調製 [規則第 5 条第 2 項]
※⑩の告示日の前日現在の投票資格者名簿への登録
※年齢については、投票日現在
※登録日の翌日から 2 日間の閲覧 [規則第 6 条第 1 項]
- ⑫ 投票日の決定 (⑩の告示の日から 90 日以内) [条例第 22 条第 2 項] とその告示 (投票日前 10 日前までに) [規則第 20 条第 1 項]

※住民投票の不成立…投票者総数が、投票資格者数 (登録者総数) の 2 分の 1 に満たないとき [条例第 23 条第 1 項・規則第 42 条第 1 項]、開票は行わない。